

# 令和7年度第3回 川崎市社会教育委員会議 宮前市民館専門部会

日 時：令和7年12月9日（火）午後2時～4時

会 場：宮前市民館 第4会議室

## 1 宮前市民館長あいさつ

## 2 議事

### (1) 報告事項

- ・宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について

### (2) 協議事項

- ・研究課題について

### (3) その他

- ア 令和8年度 宮前市民館・菅生分館 市民自主学級・市民自主企画事業の  
提案会と選考について

### イ その他

令和7年度第3回 川崎市社会教育委員会議  
宮前市民館専門部会 配布資料一覧

資料1 令和7年度 宮前市民館 社会教育振興事業実施状況

資料2 令和7年度 宮前市民館菅生分館 社会教育振興事業実施状況

資料3 令和8年度 宮前市民館・菅生分館 市民自主学級・市民自主企画事業募集  
実施概要（一式）

（参考）

●宮前市民館だより 第264号（12月1日発行）

●菅生分館だより 第194号（11月1日発行）

●宮前市民館事業チラシ

○「みやまえ子育てフェスタ」

課題別連携事業

○「無意識の思い込みとさよならしよう」

平和人権・男女平等推進学習

○「Let's ハンドメイド&館内装飾～宮前市民館ってどんなところ？Ver3 大人編」

市民エンパワーメント研修

○「スマホ相談会 11月」

現代的課題学習事業

「スマホ相談会 12月」

「スマホ相談会 1月」

●菅生分館事業チラシ

○「はじめての絵本とのであい」

市民自主学級

○「男の簡単料理 ひとりご飯、みんなでご飯、みんなで元気！」

高齢者セミナー

●生涯学習情報誌「ステージアップ」 Vol.255

	事業名〔愛称〕	内 容	日 程	対象・参加状況
通年事業・準通年事業	識字学習活動 昼・夜	日本で生活する外国人が、日常生活に必要な基礎的日本語を学ぶとともに、日本人と外国人が互いの文化等を学び合うことで、多文化共生社会をめざす。	☑ 4/18～3/13 金 10:00～12:00 全33回 保育つき ☑ 4/9～3/4 水 19:00～20:30 全34回	☑ 参加者：33人 ☑ 参加者：39人
	障害者社会参加活動 〔みやまえウインズ〕	障害のある人の社会参加を図るため、障害者も健常者も共に余暇活動や交流を行い、共生社会をめざす。	5/11～3/8 日 10:00～12:00 全10回	参加者：23人(定員25人) ボランティア：15人
	P T A家庭教育学級 講師派遣	市内小学校P T A等で開設される、家庭教育学級の開設の支援及び講師謝礼を補助する。	宮前区及び高津区(一部)の小学校などにて開設予定	現在開設予定学校数：8校
	課題別連携事業 〔おもちゃ病院〕	壊れたおもちゃを直すことを通じて、物を大切に する心を育むとともに、交流を図る。	偶数月の第4日曜日	件数：8件(4/27)、5件 (6/22)、6件(8/24)、14件 (10/26)
	現代的課題学習事業 〔スマホ相談会〕	昨年度・一昨年度市民エンパワーメント研修を受 講したメンバーが、スマホボランティアとして、 スマホの基本操作などの相談に乗ります。	毎月第1木曜日 月により市民館に加えて向丘 出張所でも実施	件数：20件(4/3)、22件 (5/1)、24件(6/5)、22件 (7/3)、35件(8/7・8/8/LINE相 談会)、19件(9/4)、23件 (10/2)、27件(11/6)、26件 (12/4)
終 了	識字ボランティア 研修〔夜クラス〕	識字学習活動等に参画するボランティアの資質 の向上を図り、多文化共生の地域社会をめざす。	7/16 水 18:00～20:00	対象：宮前市民館で識字ボラ ンティア活動中の方 参加者：17人
	シニアの社会参加支援 事業 〔見上げてごらんスマ ホで空を〕	空を見上げて前向きに人生を楽しむことを心が けるために、スマホで空の写真を撮る。これを毎 日の習慣とし、些細な楽しみを趣味として広げて いくことを薦める。スマホアプリで写真の編集機 能やコラージュ作成などの技術を習得しながら、 ともに技術を学び、作品を見せ合うことで参加者 同士のつながりをめざす。	5/8～7/10 水 14:00～16:00 全10回	対象：概ね50歳以上の20人 参加者：25人
	☑区役所多様な主体の 社会参加推進事業 〔夏休み子ども あそびランド2025〕	子ども対象のイベントに、地域で活動をしている 大人が遊びの達人として関わり、区内の市民団体 及び中高生サポーターなど多様な立場の人々な どが参加、交流することで地域コミュニティ活性 化の一助とする。	8/16 土、17 日 9:30～13:00 2日間	参加者：5700人 ・達人 128人 ・サポーター 41人 ・来場者 5550人
	青少年教室事業 〔Let'sハンドメイド &館内装飾～宮前市民 館ってどんなところ？ Ver2〕	親しみやすい市民館を目指し、明るく楽しい館内 環境を整えるために、ものづくりが好きな中高生 と講師であそびランドに向けた様々な館内装飾 を実施。またあそびランド終了後も継続して活動 しながら館内装飾を行っていく。	7/20～8/20 水 13:30～15:30 全10回	中学生以上 20人 参加者 5人
	家庭・地域教育学級 〔宮前親子学級〕 ※保育付き	子どもが本来持つ、自ら育つ力を知る。親も自分 自身を大切に、これからの自分を考える。地域 で子育てしやすい環境づくりに関わることがで きるようにする。	9/4～11/6 木 10:00～12:00 全10回 (別室保育あり)	対象：令和3年4月2日生ま れの第一子の保護者20人 参加者：10人 保育6人
	市民自主企画事業 〔道具を使って手作り おもちゃ！！〕	小学生やその親たちに小刀や道具を使っての物 を作ることの楽しさを伝える。刃物を安全に使う 正しい使い方や物作りを通して世代間の交流を はかり、地域で活動する先輩方のノウハウを次世 代へ伝えていく。	9/7～11/30 日 9:30～12:00 全4回	対象：小学生と保護者 18組 参加者：22組
	高齢者セミナー事業 〔新しい体験と発見で デジタル社会の今を楽 しく！元気に！〕	人生100年時代 心・脳・体がいつまでも元気 でいるために、新しい体験や発見をしながら、同 世代の仲間と楽しく交流していく。	10/8～11/21 水 (最終回のみ 金) 14:00～16:00 全5回	対象：概ね65歳以上 25人 参加者：25人
	識字ボランティア ブラッシュアップ研修 〔昼クラス〕	識字学習活動等に参画するボランティアの資質 の向上を図り、多文化共生の地域社会をめざす。	10/11 (金) (昼クラス)	対象：宮前市民館で識字ボラ ンティア活動中の方 参加者：14人

令和7年度 宮前市民館社会教育振興事業実施状況

令和7年12月4日現在

	事業名 [愛称]	内 容	日 程	対象・参加状況
終了	課題別連携事業 [みやまえ子育て フェスタ 2025]	「子育てホッとステーション」をテーマに子育てに関わる人を応援するイベントを開催する。	10/25 土 10:00~15:00 プレイベント 6/15 土 「子フェスタ広場」 6/30 日 「ファミリーコンサート」	自由来館 来場者 1300人 プレイベント来場者 「子フェスタ広場」 208人 「ファミリーコンサート」 102人
	識字ボランティア 入門研修[夜クラス]	識字学習活動に参加するボランティアの養成を行う。	10/8~12/3 水 18:30~20:30 全9回	対象:宮前市民館で識字ボランティアを始めたい方 20人 参加者:20人、
	平和・人権・男女平等 推進学習1 [スマホで世界を旅 してみよう]	スマホやタブレットを活用して、世界各国の文化・風習・名所・遺跡など様々な側面から学び、日本との違いや各国ごとの違いなどを理解し平和の大切さを理解する。	11/7~12/5 金 14:00~16:00 全5回	対象:関心のある方 16人 参加者:16人
開催中	市民自主企画事業 [うたごえ夢市民館]	歌の背景にある「エピソード・秘話」などを学び、歌を通じて認知症予防、高齢者の外出機会や学習機会の提供のきっかけとする。	9/9~2/10 火 10:00~12:00 全6回	対象:関心のある方 80人 参加者:83人
	市民自主学級 [宮前を知ろう歩こ う楽しもう]	宮前区内の郷土の歴史について、現地見学や座学を交えて、楽しく学び、地元への関心を強めてもらう。	9/28~12/14 日 10:00~12:00 全6回	対象:関心のある方 30人 参加者:35人
開催予定	平和・人権・男女平等 推進学習2 [無意識の思い込み とさよならしよう]	男女平等が進んできたと感じられる社会の中にもいまだに本人が気付いていない無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)が残っているために、周りの人が生きづらさを感じてしまう場合がある。偏見をなくしていくと生きづらさを感じずに済む人々が増えていくことに気づき、偏見をなくしていく大切さを学ぶ。	1/15~2/7 木・水・土 10:00~12:00 全5回	対象:関心のある人 20人 12/18 申込み開始
	市民エンパワーメン ト研修 [Let's ハンドメイ ド&館内装飾~宮前 市民館ってどんなと こ?Ver3 大人編]	夏に親しみやすい市民館を目指し、明るく楽しい館内環境を整えるために、ものづくりが好きな中高大生と講師であそびランドに向けた様々な館内装飾を実施したが、今後の継続に向けて中高大生だけではなく大人も加えることで、季節ごとの館内装飾など継続した活動を行うことを目標に開催。	1/15~2/19 木 14:00~16:00 全5回 ※12/12 金 市民館ロビーカ フェテーク内で講座講師 によるクリスマスリースづ くりを開催し啓発	対象:関心のある人 20人 12/16 申込み開始
	生涯学習交流集会	企画中(菅生分館と合同開催)	3月 開催予定	
	区役所宮前区地域人 材育成指針関連事業 [そなえは自分で家 庭で地域で~楽しみ ながら安全安心まち づくり]	「宮前区地域人材育成に係る基本方針」に基づき、区役所各課と連携して地域人材を養成する。今年度は危機管理担当と実施予定。	2月 開催予定	対象:関心のある方

	事業名 [愛称]	内 容	日 程	対象・参加状況
通年事業・準通年事業	課題別連携事業 [おもちゃ病院]	壊れたおもちゃを直すことを通じて、物を大切にすることを育むとともに、交流を図る。	奇数月の第 2 日曜 13 時～16 時	件数：9 件(5/11)、7 件(7/13)、 17 件(9/14)、2 件 (11/9)
	子育て支援啓発事業 「児童室であそぼう Day」	地域における身近な子育て関連情報の提供や、親子体操、フリートークなどを通して、保護者同士の交流を図り、子育て世代の仲間づくりを支援する。	奇数月の第 2 日曜 13 時～16 時	参加人数：10 組 24 人(5/11)、 8 組 24 人(7/13)、2 組 5 人 (9/14)、10 組 28 人 (11/9)
	課題別連携事業 [おしゃべりサロンすがお]	孤立しがちな人々が気軽におしゃべりできる場としてサロンを開催し、気分転換や新たな人間関係を育み、健康的で主体的な生活を楽しみながら、ふれあい・支えあいの地域づくりを目指す。	毎月第 4 木曜午前 (12 月のみ第 3 木曜)	参加人数：12 人(4/24)、 11 人(5/25)、18 人(6/26)、 9 人(7/24)、21 人(8/28)、 18 人 (9/25)、14 人 (10/23) 21 人 (11/27)
	現代的課題学習事業 「菅生スマホひろば」	デジタル化が進む中、スマートフォン（スマホ）の使い方に困っている高齢者が多いといった現代的な課題がある。そこで、参加者同士でスマホの使い方を教えあったり、情報を共有できる場をつくり、情報不足や孤立化を防いで地域コミュニティの活性化を目指す。	4/9、5/14、6/11、7/9、8/20、 9/10、10/8、11/12、12/10、 令和 8 年 1/14、2/18、3/11 全 1 2 回 毎月第 2 水曜 13 時半～15 時	定員 20 人（先着順） 参加人数 7 人(4/9)、6 人(5/14)、11 人 (6/11)、16 人 (7/9)、13 人 (8/20)、14 人 (9/10)、13 人 (10/8)、11 人(11/12)  ※事業実施にあたり、令和 6 年度シニアの社会参加支援事業「学んで教えて地域で活躍 スマホボランティア」の受講者に協力してもらい、参加者同士の学び合いをサポート
	学習情報提供・学習相談事業	市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。また、求めに応じ、市民及び市民グループなどの生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。	随時	1 2 月 4 日現在 5 6 件

	事業名 [愛称]	内 容	日 程	対象・参加状況
終 了	市民エンパワーメント事業 [地域活動チャレンジ]	市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民主体の地域づくりを支援する。今回は、新たに地域活動を始めたい方向けに、活動の動機付けや事例を学び、実際に事業企画を経験して、市民活動を促す。特に、働きながらでも、無理なく活動する方法を模索する。	7/5 土曜 14 時～16 時 公開講座[人を惹きつける地域活動とは?] 7/10、24、8/7、21 木曜 18 時半～20 時半  全 5 回 (先着順)	公開講座(7/5)のみの参加は、定員 15 人 連続講座 定員 20 人  参加人数：23 人(7/5)、 6 人(7/10)、5 人(7/24)、 5 人(8/7)、8 人(8/21)
	青少年教室事業 [菅生分館でマナビのタネを みつけよう]	小学生・中学生を対象として、地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進する。今回は、菅生分館で活動している団体の活動に参加させてもらうことで、地域を知り、地域参加の機会の創出とともに、世代間交流を図り、菅生らしい学びを体験する。	7/21 14 時～16 時 盆踊り体験 7/25 13 時半～15 時半 昭和史の学習 7/27 10 時～12 時 囲碁体験 7/27 10 時～11 時 太極拳体験 7/29 10 時～12 時 卓球体験 7/31 10 時～12 時 手話体験 8/1 10 時～12 時 卓球体験 8/6 10 時～12 時 歴史体験 8/7 10 時半～12 時 ヨガ体験 8/10 10 時～11 時 太極拳体験 8/22 13 時半～15 時半 昭和史の学習 (先着順)	対象:小・中学生 (昭和史の学習は中・高校生) 定員:ヨガ 5 人、歴史 10 人、手話 20 人、その他は全て 8 人  参加人数: 7/21 盆踊り体験 (4 人) 7/25 昭和史の学習 (3 人) 7/27 囲碁体験 (1 人) 7/27 太極拳体験 (2 人) 7/29 卓球体験 (7 人) 7/31 手話体験 (11 人) 8/1 卓球体験 (7 人) 8/6 歴史体験 (6 人) 8/7 ヨガ体験 (4 人) 8/10 太極拳体験 (1 人) 8/22 昭和史の学習 (2 人)
	シニアの社会参加支援事業 「菅生でお江戸を感じて」	地域の江戸時代の歴史をともに学びあい、地元への関心や理解を深めることで、新たな学びや仲間づくりにつなげ、次世代へ学んだことを伝えていくなどシニアの社会参加を促す。	5/27～6/24 火曜 14 時～16 時 全 5 回 (先着順)	定員:20 名 対象:原則として、概ね 50 歳以上  参加人数 (受講者 25 人) 5/27 (23 人)、6/3 (23 人)、 6/10 (25 人)、 6/17 (23 人)、6/24 (23 人)
	市民自主企画事業 [0 歳から親子で楽しめるコンサート]	市民と分館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化。本事業では、0 歳から楽しめるコンサートを開催し、地域コミュニティへの参加のきっかけづくりをする。	9/28 菅生小学校 日曜 10 時～11 時 11 時 20 分～12 時 20 分 全 1 回 (先着順)	定員 100 人 (2 回制)  参加人数 374 人 ※出入り自由の 2 回制延べ人数
	市民自主学級 [着物リメイクで SDGs]	市民と分館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化。本事業では廃棄される着物をリメイクすることで環境問題解決、また伝統文化の継承にもつなげる。制作活動により認知症予防、社会との交流を促す。	9/11、18、10/2、16、30、 11/13、27 木曜 10 時～12 時 全 7 回 (先着順)	定員 関心のある方 20 人程度  参加人数：20 人

	事業名 [愛称]	内 容	日 程	対象・参加状況
開 設 中	家庭・地域教育学級 [赤ちゃん期の今だからできること。きいてみよう！ やってみよう！]	戸惑いが多い初めての子育てで、子どもの育ちで大切なことを学び、地域の仲間と話すことで自分たちの子育てに自信を持ち、学びや体験を共有することで地域における仲間づくりを図る。	10/7、19、26、11/4、11、18、 25、12/2、9 火曜 (第 2、3 回は日曜) 10 時～11 時 30 分 全 9 回 (先着順)	定員 12 組 参加 11 組 対象：令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月生まれの第一子の子どもと保護者

	事業名 [愛称]	内 容	日 程	対象・参加状況
開 設 予 定	市民館保育活動	親等の学習活動への参加を促進し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。	保育活動実施事業 ・家庭・地域教育学級 [赤ちゃん期の今だからできること。きいてみよう！やってみよう！] ・市民自主企画事業 [0歳から親子で楽しめるコンサート] ・市民自主学級 [はじめての絵本とのであい] 保育に係る研修会 [保育ボランティア勉強会「事故予防」] 保育園事業ボランティア協力 [パパとわくわくあそぼう Day]	保育活動実施事業 家庭・地域教育学級 [赤ちゃん期の今だからできること。きいてみよう！やってみよう！] 参加人数：10/7(3人)、19(3人)、26(7人)、11/4(7人)、11(7人)、18(7人)、25(6人)、12/2、9 市民自主企画事業 [0歳から親子で楽しめるコンサート] 参加人数：9/28(6人) 保育に係る研修会 [保育ボランティア勉強会「事故予防」] 参加人数：6/5(9人) 保育園事業ボランティア協力 [パパとわくわくあそぼう Day] 参加人数：6/28(5人)
	高齢者セミナー [男の簡単料理 ひとりご飯、みんなでご飯、 みんなで元気！]	引きこもりがちな男性が外に出かけ、受講者同士交流しながら簡単な電子レンジ料理を学び、食事作りをする中で、新たな学びの機会や仲間をつくるきっかけとする。そして楽しみながら健康になる。	R 8/1/26、2/9、23、3/9、23 月曜 14時～16時 全5回（先着順）	対象：概ね 65 歳以上で関心のある方 定員：15人
	市民自主学級 [はじめての絵本とのであい]	市民と分館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化する。大人に、スマホから目を離し、絵本の楽しさを伝える。この絵本を楽しむ共通の体験から、絵本を間に、人と人をつなぐ時間を作る。	R 8/1/18、2/1、15、3/1、15 日曜 10時～12時 全5回（先着順）	定員 25人
	現代的課題学習事業 「スマホの安全な使い方」	インターネットに潜むトラブル事例と回避方法を学び、安全なスマートフォンの利用方法を知る。 共催：向丘出張所	R 8/3/4 水曜 13時30分～15時30分 全1回（先着順）	定員 30人（向丘出張所 10人）
	生涯学習交流集会	企画 宮前市民館と合同開催予定	3月 開催予定	

【 宮前区市民自主学級・自主企画事業 応募要領 】

# 地域の思いをカタチにする スタートブック 2026

～あなたがつくる“学びの輪”～



あなたの力で、  
まちをもっと楽しく。

誰もが暮らし  
やすいまち

人権

地域で  
子育て

まちの  
環境

シニアが  
いきいきと活躍  
するために

地域の魅力  
を知る

川崎市教育委員会 宮前市民館及び菅生分館

# 「こうなったらいいな」を、みんなで共有してみませんか

川崎市教育委員会では、地域や社会全体がもつ課題やこんな“まち”になったらいいなという思いを、みんなで共有し互いに学びあうことで、解決や実現をめざす事業を実施しています。それが、市民自主学級・市民自主企画事業（以下、「学級・事業」）です。

## 市民自主学級

同じ参加者が、継続的に、1回2時間を目安として短期間（5～9回）または長期間（10～15回）で学習します。続けることで、考えを深めていく学びの形態が「学級」です。

## 市民自主企画事業

発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、鑑賞会、マップ作成、調査研究など自由な発想で行えます。参加者を毎回特定せず、より多くの人と学びを共有するものが「企画事業」です。

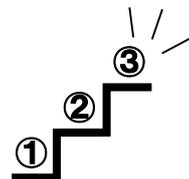
学級・事業とも、人と人とをつなげる学びの場を、市民のみなさんと市民館が手を携えて創っていきます。そして、学びの仕掛け人として中心を担うのは、声を寄せてくださる“あなた”です！市民が中心となって企画・運営を進めていくことも、生涯学習や市民活動、地域づくりのための学びの一つと考えています。

## 企画の実現までには、3つのステップがあります

### 表題① 相談しながら企画提案書をつくります

まずは、この冊子をよくお読みになってください。

次に、あなたがどのような学びにしたいのかを言葉にして、「企画提案書」にしてみましよう。すると、あなたの考えを客観的に見ることができ、どんな意図で、誰を対象に、何をテーマにした学びにしたいのかがよくわかります。企画提案書を書く段階から市民館・分館の職員も一緒に考えますので、お気軽にご相談ください。相談のときから「学びの場づくり」は始まっています。



### 表題② 選考会で、企画に対する思いを伝えます

企画提案書をもとに、選考会で企画の内容を説明します。この事業の趣旨を活かした課題の捉え方、公益性、学級・事業修了後の学びの広がりなどを基準として、社会教育委員会（宮前市民館専門部会）において選考します。

### 表題③ 学級・事業が決定したら、企画を具体化していきます

市民館・分館の職員とともに、具体的な内容や日程、会場、広報などを一緒に考えていきます。

# 市民自主学級 実施要領

## 1. 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、宮前市民館及び菅生分館が市民自主学級を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

## 2. 学級の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- (2) 学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という）の力量形成を目指します。

## 3. 提案できる団体・個人

個人については、宮前区（菅生分館については向丘地区（\*<sup>1</sup>））に在住・在勤・在学している方とします。団体については、宮前区（菅生分館については向丘地区（\*<sup>1</sup>））内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、民主的に運営されている団体とします。

（\*<sup>1</sup>）：犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢  
ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。以下「専門部会」という）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

## 4. 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかつたと認められる。

## 5. 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習し、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることをめざしたものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び私塾の経営など個人の利益に帰結するもの。
- (3) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (6) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。

## 6. 学級の開設期間、内容など

- (1) 学級の開設期間は、令和8（2026）年4月1日～令和9（2027）年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催は、川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 学級での学習は、募集した参加者が原則全ての回を受講する継続的な学習とします。回数は、おおむね1回2時間程度の学習を、短期学級では5回～9回、長期学級では10回～15回開催するものとします。開催間隔は、毎週・隔週などが考えられますが、継続性を高めるために最大1か月の間隔とします。
- (5) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は20人以上とし、申込受付は宮前市民館又は菅生分館で行います。  
学級参加者の対象は、宮前区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 開催場所は、宮前市民館については、宮前市民館（ただし、大ホールは除く）又は宮前区内の公共性のある施設等とし、菅生分館については、菅生分館又は向丘地区（\*1）内の公共性のある場所としま

す。

- (8) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査などを取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとし、ます。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。
- (10) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

## 7. 提案方法

### (1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

- ### (2) 提出期間
- 令和8（2026）年1月6日（火）から1月23日（金）午後5時までです（1月19日（月）休館日を除きます）。

郵送の場合は1月23日必着とします。直接持参とメールについては1月23日午後5時までです。

- ### (3) 提出方法
- 直接持参かメール、郵送（FAXは不可）とします。

「市民自主学級企画提案書（第1号様式）」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください（説明会時の相談も含む）。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

- ### (4) 提出先

宮前市民館 〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前市民館

メールアドレス 88miyasi@city.kawasaki.jp

菅生分館 〒216-0015 川崎市宮前区菅生5-4-11 菅生分館

メールアドレス 88sugasi@city.kawasaki.jp

## 8. 学級の選考など

- (1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。
- (2) 学級の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。
- (3) 提案内容が、市民自主学級以外の宮前市民館事業又は菅生分館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、宮前市民館又は菅生分館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- (4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。

- (5) 学級の計画・運営段階において不都合が生じたとき宮前市民館又は菅生分館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。
- (6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。
- (7) 事業は令和8年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

## 9. 宮前市民館及び菅生分館の役割

- (1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。  
委託契約にあたっては、企画運営委員会又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。
- (2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限度に保育謝礼金として加算します。
- (3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。  
講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。  
保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又それぞれの合算とすることができます。ただし、委託料から支弁する保育謝礼は、保育謝礼を除いた委託料の2割を上限とします。
- (4) 会場と広報の協力
  - ア 会場を宮前市民館又は菅生分館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。
  - イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、宮前市民館又は菅生分館ホームページへの掲載など（チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます）。
- (5) 企画運営会議への参画  
よりよい学級を目指して、企画運営委員会又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

## 10. 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

- ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。
- イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。
- ウ 個人情報を複製しないものとします。
- エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は宮前市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。
- オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに宮前市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

## 11. 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿、学級日誌等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、学級の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を宮前市民館又は菅生分館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

## 12. その他、関係する要綱など

この学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。また、この要領にない事項については企画運営委員会又は団体と市民館双方で協議して定めます。

# 市民自主企画事業 実施要領

## 1. 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、宮前市民館及び菅生分館が市民自主企画事業を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

## 2. 事業の目的

- （1）地域や社会の課題などの解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や、様々な世代・立場の市民の交流、市民活動のネットワーク化などに向けた多様な形態での学習事業を、市民と行政が協働で事業を進める中から、実効性のあるパートナーシップのあり方についての相互理解を深め、今後の地域づくりへの市民の参画力を高めることを目的とします。
- （2）事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

## 3. 提案できる団体・個人

個人については、宮前区（菅生分館については向丘地区（\*<sup>1</sup>））に在住・在勤・在学している方とします。団体については、宮前区（菅生分館については向丘地区（\*<sup>1</sup>））内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、民主的に運営されている団体とします。

（\*<sup>1</sup>）：犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢  
ただし、次に該当するものは対象外となります。

- （1）団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- （2）川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。以下「専門部会」という）の委員又は委員が所属している団体。
- （3）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、または第2項に規定する行為をしている者。
- （5）下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- （6）公序良俗に反する団体または個人。

## 4. 継続して提案できる条件

提案は単年度ですが、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業が実施できなかつたと認められる。

## 5. 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している事業。ただし事業の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び私塾の経営など個人の利益に帰結するもの。
- (3) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (6) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成を受けているもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。

## 6. 事業の実施期間、内容など

- (1) 事業の実施期間は、令和8（2026）年4月1日～令和9（2027）年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催は、川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 事業での学習は、多文化共生事業をはじめ、文化・芸術鑑賞、世代間交流、地域の歴史に関する事業など様々な分野が考えられます。回数などについては規定がありませんが、1回～5回程度が望ましいと思われます。参加者も、回ごとに募集して差し支えありません。
- (5) 事業の実施に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は20人以上とし、申込受付は宮前市民館又は菅生分館で行います。  
事業参加者の対象は、宮前区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 実施場所は宮前市民館については、宮前市民館（ただし、大ホールは除く。）又は宮前区内の公共性のある施設等とし、菅生分館については、菅生分館又は向丘地区（\*1）内の公共性のある場所とします。
- (8) 学習形態については、事業の趣旨に即して、単発の講演会をイベント形式で実施するだけでなく、交

流や発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由で多様な形態を取り入れられるものとします。そのような中でも、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるような配慮が必要です。

- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。
- (10) 事業の実施による成果物等については、川崎市に帰属します。

## 7. 提案方法

### (1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主企画事業を提案する場合は市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

- (2) 提出期間 令和8（2026）年1月6日（火）から1月23日（金）午後5時までです（1月19日（月）休館日を除きます）。

郵送の場合は1月23日必着とします。直接持参とメールについては1月23日午後5時までです。

- (3) 提出方法 直接持参かメール、郵送（FAXは不可）とします。

「市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください（説明会時の相談も含む）。事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

### (4) 提出先

宮前市民館 〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前市民館  
メールアドレス 88miyasi@city.kawasaki.jp

菅生分館 〒216-0015 川崎市宮前区菅生5-4-11 菅生分館  
メールアドレス 88sugasi@city.kawasaki.jp

## 8. 事業の選考など

- (1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。
- (2) 事業の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。
- (3) 提案内容が、市民自主企画事業以外の宮前市民館事業又は菅生分館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、宮前市民館又は菅生分館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。
- (4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、事業を実施します。

- (5) 事業の計画・運営段階において不都合が生じたとき宮前市民館又は菅生分館が判断した場合は、事業の実施を取り消すことがあります。
- (6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。
- (7) 事業は令和8年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

## 9. 宮前市民館及び菅生分館の役割

- (1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会又は団体との間で委託契約を交わし、事業の実施前に一括して支払うものとします。  
委託契約にあたっては、企画運営委員会又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。
- (2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。
  - ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。
  - イ 民間からの助成金や賛助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。
- (3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。
- (4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。  
講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。  
保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またそれぞれの合算とすることができます。ただし、委託料から支弁する保育謝礼は、保育謝礼を除いた委託料の2割を上限とします。
- (5) 会場と広報の協力
  - ア 会場を宮前市民館又は菅生分館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。
  - イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、宮前市民館又は菅生分館ホームページへの掲載など（チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます）。
- (6) 企画運営会議への参画  
よりよい事業を目指して、企画運営委員会または団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会または団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な事業の企画や実施方法などを協議していきます。

## 10. 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、事業終了後速やかに破棄するものとします。

- ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。
- イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。
- ウ 個人情報を複製しないものとします。
- エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は宮前市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。
- オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに宮前市民館の保有個人情報

報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

### 1 1. 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿、学級日誌等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を宮前市民館又は菅生分館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

### 1 2. その他、関係する要綱など

この学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。また、この要領にない事項については企画運営委員会又は団体と市民館双方で協議して定めます。

## ～ 企画提案に向けてのポイント ～

この表は、企画段階から押さえておきたいポイントをまとめたものです。

このポイントをもとに企画を考え、企画提案会で説明するとわかりやすいと思います。

	ポイント	説明
1	<p><b>「課題」の解決</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域や社会の課題について、その解決に向けた学習を行うものです。</p>	<p>○今、地域や社会のどのような課題の解決に向けて、どのような学習が必要なかを考えて企画しましょう。</p> <p>※個人的な趣味やスポーツ・レクリエーションを目的とした事業は原則として対象になりません。</p>
2	<p><b>公益的な事業</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は教育文化会館・市民館・分館が市民と協働で実施する公的な社会教育事業です。</p>	<p>○公の事業として、市の予算や公的な施設などを使って行いますので、多くの市民が学ぶことを望んでいる企画や学習の成果が広く地域へ拡がることを期待できる企画を考えましょう。</p> <p>※提案グループへの助成や活動補助を目的とした事業ではありませんので、日常活動や内部研修、会員募集などの企画は対象になりません。</p>
3	<p><b>地域づくりへの発展</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援するものです。</p>	<p>○学びの成果が個人にとどまらないように、参加者同士や関係する人々が出会い、交流し、話し合うことができるように工夫しましょう。</p> <p>○事業終了後に、地域における市民の学びの場づくりやボランティア等の市民活動などの社会参加につながるように工夫しましょう。</p>
4	<p><b>市民と市民館の協働</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、市民と市民館が協力して企画・運営していくことにより市民の参画力を高め、新しい公共性の確立を目指しています。</p>	<p>○市民館と協働で事業を行うことにより、提案グループがこれまでの活動で培ってきた経験やノウハウを活かし、学習の成果をより高めるように工夫しましょう。</p> <p>○市民館と提案グループが協力し合って、事業を企画し、運営することそのものが学びの場となるように取り組みましょう。</p> <p>※個人提案は、提案会で実施が決定したら企画運営委員を公募して市民館と協働で実施していきます。</p>
5	<p><b>地域を活かす</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域の特性に応じた魅力的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○地域には様々な知識、技能、経験を持った方々がたくさん活躍しています。また自然や歴史、伝統芸能など、地域には大切な資源が多くあります。地域の特性や特色を活かして、その地域にふさわしい魅力的な事業を企画しましょう。</p>
6	<p><b>予算の適正性</b></p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、適正な予算で効果的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○講師謝礼、紙や文房具、切手代など、事業実施に必要なものを適正に積算しましょう。</p> <p>○事業で作成したものを個人が持ち帰る場合の材料費や、個人に対して掛ける保険料等の費用については受益者負担とします。</p>

(第1号様式)

<b>市民自主学級企画提案書</b>		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> ( ) 年目
<b>館名</b>		提出日	年 月 日
<b>学級名</b> 仮称で結構です。			
<b>企画意図</b> なぜこの学級を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
<b>取り上げる課題</b> 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
<b>課題の解決</b> 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
<b>公益的な事業</b> 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
<b>発展性</b> 学級が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
<b>実施館との協働</b> 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

<p><b>主な学習内容</b></p> <p>①学習内容の大まかな流れ          ②学習の進め方、学習方法など          ③参加対象、会場          ④継続して提案する場合は、過去の事業との相違点や発展性についてご記入ください。          ⑤開設時期及び時間帯についてお考えのことをご記入ください。</p>	<p>⑤希望に○をつけてください。          1 おおよその時期（春・夏・秋・冬）          2 曜日（月・火・水・木・金・土・日）          3 時間帯（午前・午後・夜間）          4 特に希望なし</p>																
<p><b>希望学級</b></p> <p>短期・長期のどちらを希望していますか。</p> <p><b>保育の併設</b></p>	<p><input type="checkbox"/>短期学級(5～9回)</p> <p><input type="checkbox"/>長期学級(10～15回)</p> <p><input type="checkbox"/>併設を考えている      <input type="checkbox"/>併設はしない</p>																
<p><b>経費</b></p> <p>おおよその内訳をご記入ください。</p>	<table border="1"> <tr><td>謝礼(講師等・保育謝礼)</td><td>円</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>円</td></tr> <tr><td>印刷費</td><td>円</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>円</td></tr> <tr><td>会場使用料</td><td>円</td></tr> <tr><td>物品借上料</td><td>円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>円</td></tr> </table>	謝礼(講師等・保育謝礼)	円	消耗品費	円	印刷費	円	通信費	円	会場使用料	円	物品借上料	円	その他	円	合計	円
謝礼(講師等・保育謝礼)	円																
消耗品費	円																
印刷費	円																
通信費	円																
会場使用料	円																
物品借上料	円																
その他	円																
合計	円																

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

提案する方・団体についてご記入ください。

<p><b>提案者・団体代表者</b></p>	<p><b>団体名</b></p> <p>個人で企画提案する場合は不要です。</p>	
	<p>フリガナ</p>	
	<p>氏名</p>	
	<p>住所 電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>	<p>住所：〒      -</p> <p>TEL：                      FAX：</p> <p>e-mail：</p>



(第2号様式)

<b>市民自主企画事業企画提案書</b>		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> ( ) 年目
<b>館名</b>		提出日	年 月 日
<b>事業名</b> 仮称で結構です。			
<b>企画意図</b> なぜこの事業を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
<b>取り上げる課題</b> 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
<b>課題の解決</b> 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
<b>公益的な事業</b> 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
<b>発展性</b> 事業が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
<b>実施館との協働</b> 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

<p><b>主な事業内容</b></p> <p>①学習内容 ②学習の進め方、学習方法など ③参加対象、会場 ④継続して提案する場合は、過去の事業との相違点や発展性についてご記入ください。 ⑤開設時期及び時間帯についてお考えのことをご記入ください。</p>	<p>⑤希望に○をつけてください。 1 おおよその時期（春・夏・秋・冬） 2 曜日（月・火・水・木・金・土・日） 3 時間帯（午前・午後・夜間） 4 特に希望なし</p>																
<p><b>経費</b> おおよその内訳をご記入ください。</p>	<table border="1"> <tr> <td>謝礼(講師等・保育謝礼・出演料など)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>会場使用料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>物品借上料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table>	謝礼(講師等・保育謝礼・出演料など)	円	消耗品費	円	印刷費	円	通信費	円	会場使用料	円	物品借上料	円	その他	円	合計	円
謝礼(講師等・保育謝礼・出演料など)	円																
消耗品費	円																
印刷費	円																
通信費	円																
会場使用料	円																
物品借上料	円																
その他	円																
合計	円																

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

提案する方・団体についてご記入ください。

	<p>団体名 個人で企画提案する場合は不要です。</p>	
<p>提案者・団体代表者</p>	<p>ふりがな</p>	
	<p>氏名</p>	
	<p>住所 電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>	<p>住所：〒 -</p> <p>TEL : FAX :</p>
		<p>e-mail :</p>

これまでに、教育文化会館・各市民館・分館で実施された実績をすべてご記入ください。

実施年度	市民自主学級・市民自主企画事業の別（事業名）	実施館
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	
年度	<input type="checkbox"/> 学級 <input type="checkbox"/> 事業（ ）	

※市民団体については次のものを添付してください。

団体規約（必ず）

会員名簿（必ず）

前年度活動報告書・決算書（書式自由）

今年度活動計画書・予算書（書式自由）

団体に関する申出書（第3号様式）

※個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、取扱います。

※提案が4年目以上の団体については、今年度の活動において下記のいずれかに該当する場合のみ提案出来ます。該当する番号に○をつけ、その具体的内容を下欄にご記入ください。

- 1 これまでの学習成果を活かし、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- 2 これまでの学習成果を活かし、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- 3 これまでの学習成果を成果物（報告書等）として公表し、地域への活用が見込まれる。
- 4 災害等により、市民事業を実施できなかった。

内  
容

※個人については次のものを添付してください。

個人に関する申出書（第4号様式）

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

団体名

住 所

氏 名

電 話

### 団体に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 団体は、当該行政区内（分館は設置地区内）を主な活動場所とし、5人以上で構成され、広く入会を受け入れ、民主的に運営されていること。
- (2) 主たる活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体、宗派・宗教団体の利害に係わるもの、公共の利益に反するものではないこと。
- (3) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (7) 公序良俗に反しない団体であること。

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

住 所

氏 名

電 話

### 個人に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 当該行政区（分館は設置地区）に在住・在勤・在学している者であること。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

年 月 日

川崎市長 様

住所  
団体名  
代表者名

**秘密保持等に関する誓約書**  
(個人情報の適切な取扱いに関する誓約書)

川崎市の個人情報を取り扱う事務に従事するに当たり、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準など、その他の関連規定に従い、次の事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

- 1 個人情報は、業務目的外に利用しないこと。
- 2 個人情報は、川崎市が書面により承諾した内容を除き、契約の履行により知り得た情報を、第三者に提供しないこと。契約が終了又は解除された後、及び退職後も、同様とすること。
- 3 川崎市の指示により、個人情報の廃棄を要するときは、上記規定に従って、安全・適切に廃棄すること。

氏名	所属

(記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。)

以上



# タイムスケジュール

## スタートブックの取得 12月2日(火)～宮前市民館・菅生分館

- 事業の提案に向けた資料「スタートブック」で事業の概要などを確認して、準備を進めてください。 ※休館日(12月15日)を除く

## 企画提案書の作成

- 企画提案書を書く段階から、職員も一緒になって考えます。宮前市民館・菅生分館の職員にご相談ください。

## 事前相談 ※要予約 1月16日(金)午後4時まで

※休館日(12月15日)を除く

- 企画提案書について事前相談を行います。ご提出前に必ずご相談ください。事前のご相談がなく企画提案書をご提出された場合、受理しかねることがあります。
- 予約の上、1月16日(金)午後4時までに ご相談ください。

## 企画提案書の提出 1月23日(金)午後5時まで

※休館日(1月19日)を除く

- 1月6日(火)～1月23日(金)午後5時の期間にご提出ください。
- 企画提案書のご提出は、直接来館、メール、郵送で受け付けます。

## 企画提案会 2月15日(日)午後1時～4時頃 宮前市民館

- 提案者は、企画提案会への出席が必要です。
- 提案数により時間に変更となる場合があります。
- 企画の選考は、社会教育委員会議(宮前市民館専門部会)で行います。 ※選考は非公開です。

## 企画の決定

「難しそう」「大変そう」と思われるかもしれませんが、市民館の職員がお手伝いをします。難しいことも大変なことも、嬉しいことも楽しいことも、一緒に分かち合いながらカタチにしていきませんか？  
あなたの声を、お待ちしております！



# これまでに実現した「地域の思い」

～ 令和7年度に宮前市民館・菅生分館で実施されたもの～

宮前市民館	菅生分館
<p><b>□市民自主学級□</b> <b>宮前を知ろう 歩こう 楽しもう</b> 【3年度目】</p> <p>宮前区を中心とした地域の文化や歴史を学ぶことで郷土愛を育み、ウォーキングの体験を通して健康増進を図り、受講者同士の交流で地域づくりの活性化を図ることなどを目的に開催しました。(全6回)</p> <p><b>□市民自主企画事業□</b> <b>道具を使って手作りおもちゃ！！</b> 【1年度目】</p> <p>地域で活動する人から、安全で正しい刃物の使い方や物作りの楽しさを、親子一緒に体験を通して学ぶことで、親子間のコミュニケーションが深まり、地域での関係づくりや世代間交流につながることを目的に開催しました。(全4回)</p> <p><b>うたごえ夢市民館</b> 【1年度目】</p> <p>誰もが口ずさんだ歌の背景にあるエピソード・秘話などを学び、歌唱を通して参加者同士の交流を図りました。途中で脳トレ、手話、グループディスカッションを行うことでつながりを感じ、地域の仲間づくりや積極的な社会参加につながる事を目的に開催しました。 (全6回)</p>	<p><b>□市民自主学級□</b> <b>着物リメイクでSDGs</b> 【1年度目】</p> <p>ごみとして廃棄される衣類(着物)が多いことに着目し、着物を現代風の衣類に作り替えることでリサイクルし、地域の仲間づくりや認知症予防、伝統文化の継承を図りました。また、ごみ処理場の見学や制作発表を通して、SDGsの意識づけ、その意義を地域に広めることを目的に開催しました。(全7回)</p> <p><b>はじめての絵本とのであい</b> 【1年度目】</p> <p>スマホやタブレットが普及し、幼少期から子どもたちの目に触れ使う機会が多くなった現代、子どもたちの心の根っこを育てるには、何がいいのか、「絵本」をキーワードに様々なアプローチで絵本の魅力を感じ、新たな発見や地域とのつながりづくりを目的に開催しました。 (全5回)</p> <p><b>□市民自主企画事業□</b> <b>0歳から親子で楽しめるコンサート</b> 【1年度目】</p> <p>0歳から参加できる生演奏のコンサートはほとんどなく、地域で行うことで、親子で本物の演奏に触れ、地域の中での新たな交流づくりにつなげることを目的に開催しました。 (全1回)</p>

令和8年3月14日(土)に、宮前市民館にて「市民自主学級・市民自主企画事業実施結果報告会」(菅生分館実施分を含む)を行います。どなたでもご覧になれますので、ぜひお越しください！

※詳しくは宮前市民館だより2月号、または宮前市民館ホームページで御確認ください。

## □宮前市民館

〒216-0006 川崎市宮前区宮前平 2-20-4  
☎044-888-3911/FAX 044-856-1436  
✉88miyasi@city.kawasaki.jp

## □菅生分館

〒216-0015 川崎市宮前区菅生 5-4-11  
☎044-977-4781/FAX 044-976-3450  
✉88sugasi@city.kawasaki.jp